

今年度の文化によるまちづくり推進委員会の役割について

1 設置目的

本市における文化芸術の振興及び文化によるまちづくりの推進に関し、広く市民から意見を聴くため、山陽小野田市文化によるまちづくり推進委員会を設置する。（山陽小野田市文化によるまちづくり推進委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第1条）

2 所掌事務

推進委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議し、意見を述べる。

- (1) 文化芸術の振興に関すること。
- (2) 文化によるまちづくりの推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（要綱第2条）

3 現在の文化振興ビジョンについて

平成19年に策定した「山陽小野田市第一次総合計画」に基づき、平成24年4月に策定。

文化振興ビジョンの計画期間は、平成24年4月から令和4年3月までとなっており、令和3年度末をもって計画期間満了となっている。

4 今年度の文化によるまちづくり推進委員会の役割

3で示した現在の文化振興ビジョンの計画期間満了に伴い、本市の文化振興を進めていく上での指針となる新たな文化振興ビジョンの策定が必要となる。

新たな文化振興ビジョンは、平成30年度から12年間を計画期間とする第二次山陽小野田市総合計画に基づくものとし、この推進委員会の中で「文化によるまちづくり」について議論した内容をもって策定する。